様式第163号その1（福岡県財務規則第220条）

財産使用許可書

第　　　　号

申請者　住　所

氏　名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

　　　　　年　　月　　日付け第　　　　号文書で申請のあつた教育財産の一部使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により次の条件をつけて許可します。

　　　　年　　月　　日

福岡県教育委員会　　　　　　印

　 (使用許可財産)

１　使用許可する財産は、次のとおりとする。

 (1)　財産の名称　福岡県立　　　　学校

 (2)　財産の所在

 (3)　使用許可場所(別添図面に表示された部分)

 (4)　使用許可面積　0.0076　㎡

　 (用途)

２　使用許可場所は、ポスター広告掲出を行うために使用し、その他の用途に使用してはならない。

　 (使用許可期間)

３　使用を許可する期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

　 (使用料)

４　使用料は、　　　　　　円とする。なお、納入した使用料は、原則として返還しない。

　 (管理経費の負担)

５　電気料、電話料等の諸設備経費(以下「管理経費」という。)は、申請者の負担とする。この場合の負担額は、使用料に含む。

　 (使用料及び管理経費の改定)

６　県は、法令の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、使用料及び管理経費を改定することができるものとする。

　 (使用料等の納入)

７　使用料及び管理経費は、県が発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する場所において納入しなければならない。

　 (使用許可場所の管理)

８　使用許可場所は、常に善良なる管理者の注意をもつて維持保存しなければならない。

　 (実地検査等)

９　県において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し必要な指示をすることができるものとする。

　 (原状変更行為の制限)

10　使用許可場所について修繕、模様替えその他の行為をするときは、事前に文書で承認を受けなければならない。

　 (転貸等の禁止)

11　使用許可場所は、他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

　 (使用上の損傷等)

12　使用を許可された場所の全部又は一部をき損したときは、速やかに学校長に報告し、その指示を受けて自己の負担により原状に回復しなければならない。

　 (使用許可の取消し)

13　次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、この許可を取り消すことがある。

 (1)　使用を許可した場所を公用又は公共用に供するため必要とするとき。

 (2)　許可条件に違反したとき。

 (3)　申請者が虚偽の申請を行い使用許可を受けたとき。

 (4)　申請者(法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつては、その役員(法人にあつては法人登記簿に登載されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。)又は使用人)が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と判明したとき。

 (5)　使用許可を受けた申請者が、暴力団にとつて有益な行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資するおそれがあるとき。

(6)　掲出中のポスター広告が福岡県立学校広告事業実施要領（以下、「要領」という。）第２条各号のいずれかに該当する又は該当するおそれがあると判明したとき。

(7)　要領第１７条の規定による広告内容の修正を広告主が行わないとき。

　 (原状回復)

14　使用許可期間が満了するときは満了日までに、使用許可が取り消されたときは別に指定する期日までに、使用許可場所を自己の負担により原状に回復し返還しなければならない。ただし、学校長が原状回復をする必要がないと認めたときは、この限りでない。

　 (許可取消しによる損失の取扱い)

15　県が地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより申請者に損失が生じても、県は、その損失を補償しない。

　 (有益費等の請求権)

16　使用許可財産について支出した有益費、必要費その他の費用については、県に請求することができないものとする。

　 (損害賠償)

17　許可条件に違反したために県に損害を与えたときは、県の定める損害賠償金を支払わなければならない。

　 (細部事項の取扱い)

18　使用許可場所の使用に係る細部事項は、学校長の指示するところによる。

　 (使用許可期間の更新)

19　使用許可期間を更新しようとするときは、使用期間満了日の1月前までに、使用許可権者に申請書を提出しなければならない。